

発議第3号

令和4年3月29日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者 木津川市議会議員 酒井 弘一

賛成者 木津川市議会議員 山本しのぶ

介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書（案）

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改訂された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な方針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方に係る基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みが進められていない。

介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、今般のコロナ禍でさらに人手不足が顕在化した。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善がなければ、ゆくゆくは今と同じ状況になることは想像に難くない。こうした状況を改善するには、人員配置基準の引き上げが必要不可欠である。

介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となっている。同時に、水準の引き上げには介護報酬の引き上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要である。

よって、国におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するため、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
- 2 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、1人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担、自治体負担を軽減するために介護保険財政における国負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

木津川市議会議長 森本 隆

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣